

地域被差別民史の研究構想

—近年の部落史研究の動向と課題—

のび しょうじ

序—前提としての部落問題

本誌では初めての試みながら、九九号（九四・八）に友人との共同作業で、一九九〇年代に入ってから近世部落史研究の動向と批判を行った。一方で久しい停滞が言われ、他方部落史の範囲と内容が自明でも分明でもなくなり、新たな理論枠組みを意識的・持続的に追究していくに、年間成果の批判的検討は最適の道と考えたからである。関係論文・著作全部を精読する負担の大きな作業ではあるがしばらく続けたい。本稿は九四〜九六年を対象とする。

性にせよ内外に越えがたい障壁があり、さらには結婚から近所付き合いにいたるまでのレベルの交流・交際においても、被差別者の側が「失念」することはあっても、周囲は必ずや「親切」に教えてくれた。理論的に「部落」とはなにか？ははるか以前から解かれぬ難題であり続けたが、現実の限りで被差別民であること、「部落」の存在に何らの疑念も生じなかった。通常部落を秘匿しおう事は至難の極致であった。

それが揺らいでいる。ある人たちは最早過去の問題となったといい、またある人びとはアイデンティティなど無いし主張は有害と宣言する。他方で悪質深刻な差別事件は跡を断たないとの指摘もある。いずれにせよ「部落」であることを一生意識しないでも生きうる時代の局面を迎えているのではないか、の仮定がリアリティーを持ち始めているのは事実であろう。

変貌のもう一つの核心はムラ共同体→同質地域社会を再生産してきたさまざまな構造——村八分・談合・縦序列・行政指導——が、国際社会の名によって、つまりは閉じた系の外部からゆさぶりを掛けられ、脅かされ、その結果再生産構造の危機を招来した点である。政界・財界・官界のトライアングルの安定した閉じた系が、外側からの圧力にいかにか脆いかを如実に示した。日本的慣行

* 必要な場合先稿という。書評でもなく研究史でもない年間業績の回顧をどういう内容と形式で行うかについてはいくつかの案があるが、当面先稿の構成を踏襲したい。

近年被差別部落そのものをめぐって、根底的な変貌が起きている事は、漠然とあれ党派の偏見であれ広く意識されている。畑中が「国民融合論」の逆鱗に触れてパージされたり、階級闘争路線の転換で論争が惹起する、社会の空気として人権・差別問題に占める部落問題の比率が著しく通減してきた、等は現象の一部である。変貌の核心は「部落」であることがかつてのように自明でも瞭然でもなくなってきた点にある。環境にせよ文化・心

を許さない圧力は両極のリアクションを、一方で一層の「日本」化、他方で「ビックバン」⇨国際基準の無条件適用を起動させた。ムラ共同体の解体とは、もつと言えば日本は「ムラ（マチ）社会」ではなくなりつつあるのではないか。換言すれば村帰属を規範とする秩序と凝集は力を喪失したのではないか、ということを示唆する。

内外問題とアイデンティティの喪失、それは部落史の分野にも少なからざる影響を及ぼしている。第一に人権一般への圧力に抗してケガレ論が押し出された。第二に「同じ日本人」の呪縛がはずされ、異なる文化、「異能者集団」であつてもよいのではないか。異文化（生活・生業、心性）を前提とした部落史が模索されてきた。第三に村共同体→伝統地域→最寄組合村→郡中議定へと展開する地域結合とその外部に措定された被差別民、その関係の歴史的・論理的展開を解くことが核心だとの論が提出されている。

二 研究動向の特徴

九四年四月から九七年三月の三年間に発表された近世部落史の著作・論文の数は膨大な量にのぼる。通説・概説を除いて管見に入った文献は巻末に一覧した。二五〇

別表 (周縁) 諸論文の身分分類

		中—近世	近世	近現代に至る
被差別民	宗教系その他	ぼろぼろ エタ	願人 虚無僧 盲僧 猿飼 座頭 ござ 座頭 箆仲間 エタ大工	エタ 障害者
	周縁の身分		武家奉公人 巡礼行者組織 帯刀人	貧民窟 狭客
広域身分			役者 芝居人	
下層民			願人	貧民

※ 身分・職能者がダブって表示されているものあり

件を超すが、低調との総評も動かない。つまり「特措法」期に、部落史を研究・発表しなければならぬ責任機関・義務団体は多く生まれたが、集団研究の経験、相互批判と総括、資史料の共有財産化など研究方法の研鑽はいまだしの感を拭えない。刺激的大胆な問題提起に乏しく、建設的論争が活性化しない。目立ったのは「身分的周縁」の自費と仲間ほめ、畑中本をめぐっての不毛の論議くらいである。その意味でも九五年から始まった全国部落史研究交流会に期待するところ大である。第一回集会の報告書が『部落史における東西』として刊行された。水準を保って今後を切り開く問題提起がなされている論考が並んでいるのはうれしい。

*以下「周縁」と表示。文献は巻末目録に従い略字もしくは苗字と年次の下二ケタによって示す。
周縁の身分の研究

さて、この間の研究動向を印象批評的に概括していう。まず挙げられるのは共同研究書の表題にもなった「身分的周縁」という視角である。周知のとおり部落史は制度的賤民としてのエタ・非人とは相対的に区別される「雑種賤民」(きわめて差別的命名であるが「周縁」は堂々と帯にまでうたっている。本稿では諸賤民もしくは被差別

民と呼ぶ)を一応は研究対象としてきた。けれども有り体にいえば諸賤民の史的究明は著しい立ち遅れにある。定義も内延・外包も明らかにしていないし、夙・三昧聖等現在も差別を受けている在村諸賤民については、地名表記の困難もあってまったく手着かずの状況にある。では周縁研究は諸賤民を含む部落史研究になんらかの示唆もしくは刺激を与えるものとなったか。

「周縁」所収の各論文については片岡・高木書評、執筆者の澤(問研一三四)によって要約され、周縁論の含意にも言及されている。深谷も含め仲間うちの人たちが指摘していないことで重要な点を述べれば①周縁論はなにも彼らが発見したものでも提起したものでもない。すでに八〇年代からフランス・ドイツ社会史でF・グラウスやB・ヘルゲメラーによって提唱され理論化されており、その事実が一切書かれていないいわば密輸入作品だということ ②別表は部落史の観点から所収一三論文で取り上げられている「周縁身分」を分類した。意図は、身分を問題にする限り近世社会に限定された集団を対象とするしかなかったこと、それは換言すれば近代・現代にまで及ぶ「身分」を視野に入れることが困難であったこと、「周縁身分」の半分を被差別民系の人びとを対象にしながら差別の視点を持たず(澤は横田論文が唯一心性

を問うたものといっている)被差別民史研究の方法論を提示できなかったこと、在村して集団化を遂げた「周縁身分」こそ近世にとっても、また近現代に至る深刻な問題を孕んだ存在なのであるが、皮田以外まったく取り上げられていないこと、等を示すためである。③理論的基調もなければ総論もないことが端的に示しているが、編者間にも共通理解はない。有力な一理解は一方に堅固な身分制を置き、他方に権力的に掌握されていない周縁身分、あるいは身分的周縁を措定しようとするものである。塚田は身分制そのものの内部に周縁社会を置いている。いずれにせよ「政治社会レベル」と言おうと「狭義の身分制社会」(五七〇頁)と言おうと堅固な身分制を一方に措くことに代わりはなく、問われているのがその堅固な身分制理解なのだということがまったく意識されていない 等である。

この間周縁身分研究は森田康夫・細川涼一らによって、七〇年代このかた絶無であった夙・三昧聖など現在にまで続く在村諸賤民を視野に入れ始め、吉田伸之による新しい方法論を鍛える成果を生み、神田由筑・小林文雄、中森洋らによって芸能、それも地域興行と被差別民を結合させた展開を見せた等の新局面を拓きつつある。

近世芸能興行と被差別民

神田・小林、中森、あるいは中村久子による日記等からの精力的な諸芸能の抜き書き紹介は身分的周縁と一括されるのみならず、これによって被差別民と都市・地域住民を多元的に繋ぐ芸能興行の場が浮き彫りになってきた。これまで比較的検討のあつた門付け・大道芸と被差別民との密接不可分な関係の系とは異なる新たに別の一筋、視角が見えてきたのである。それによって被差別民史に即してのよりふくらみをもつた新たな総合的・芸能研究が拓け始めた。

具体的な分析による多様な論点をもつ神田の業績についてここで要約するのは至難であるが、①発想の出発は塚田アウトロー論と共通する。その差別発想の批判は先稿で行った ②芸能集団と観客を繋ぐ興行に着目して、「すいほう」(狭客)「通り者」(小林)なる媒介者がその段取りと仕切りをやっている ③彼らはある領域の統治と問題解決を期待される存在でもあつた、という点が中心の主張であろう。神田は一七世紀から一八世紀にかけて三都芸団の地方巡演がやがて地方芸人・役者村を作り出すに至った大きな変化を指摘していた。同じ時期中森は近江膳所藩の村方興行が特別な日の特別な場であつた

は藤沢靖介が手際よくまとめている。松岡は九〇年『彈左衛門研究会報告集』を一区切りとしてさらに研究を進め、群東研『下野国半右衛門文書』などの新史料にも援けられて、ほぼ確定的な系譜と歴代の頭の特定を明らかにした。①二代集開(実は集房)こそ初代彈左衛門である ②六代は浅之助集村で動かないとすると、二代を初代とした場合通説(高橋説)では一代足りない計算になるが、浅之助は襲名しなかつた父吉次郎を五代とした(群東研北爪は半右衛門家が「江戸頭吉次郎様江戸名申様半右衛門ト申候」、つまり同名であつたため彈左衛門頭から半左衛門を半右衛門と改名するよう命じられたとある史料で確定とした) ③婚姻・兄弟姉妹、したがって親戚関係のネット・ワークが明らかにされた ④三代助右衛門集春妻おくらが下野国佐野太郎兵衛家から輿入した(北爪はおくらは二代目集季、三代には下野半右衛門娘おすが内室として嫁いだと推定) ように初期の彈左衛門は野州(群馬・栃木)と深いつながりがあつた。もとより研究は系譜の解明にとどまらず終わりではない。それはあくまで基礎的事実の確定である。(1)血縁ネット・ワークのもつ意味 (2)頭家の血筋断絶(九代養子、一〇代金太郎で絶える) (3)組頭・手代による「集団指導体制」(中尾健次) (4)支配外から妻・内室(五・六代

芸能興行が、やがて日常的生活に組み込まれた村方興行へと変化していくと述べている。ただその名目については困窮百姓の救済と堂舎修復勸進としたのは失考であろう。嘆願文言はそのとおりとしても、それでは開帳・祭礼の場から村方へと広がって、藩側が規制・禁止を繰り返す意味が解けないだろう。

なお門付け芸についての関東での基礎的研究として坂井のものが網羅的である。

ようやくここに来て、芸能興行を含んで祭礼の(場)での人びとと被差別民との多様な具体的交流を再現することが可能になってきている。警護に動員された非人・非人番、あるいは皮田、十分一銭(樽銭)や店銭をとる皮田と旦那場制、祭礼そのものに深くかわる皮田・夙、芝居・芸能を演じる被差別民、市立と皮田・長吏の関係、背後に見え隠れる芸能者・相撲渡世の脱賤志向と運動等々。新しい研究がまとまるのを待ちたい。

彈左衛門系譜研究の新展開

次にこの間頭著な成果のあつた分野は彈左衛門研究である。もう少し厳密に言えば彈左衛門家の系譜研究である。代表として松岡満雄と群馬部落研東毛地区近世史学習会(以下群東研)が挙げられる。これらの近年の成果

は不明だが七代勝之助内室は京都の医師の娘で大坂渡辺村岸部屋の意向での輿入を求め、さらには頭そのものを迎えている問題(一代芸州河野團左衛門、二代信州大友家)等々、中尾健次によって手がつけられ始めたより構造内在的な研究課題が横たわっている。だがこうした積み上げをしていくためにも一つひとつの事実の確定が必要であり、松岡・群東研の研究はこれまで等閑にされてきた間隙を埋める貴重なものといえよう。

研究の基礎としての史料集

群東研『下野国半右衛門文書』は『下野国太郎兵衛文書』正統(一九八七・九〇)に続く彈左衛門有力小頭(古縁の者)家の史料集である。彈左衛門の基礎的事実の確定に両書が大きな役割を果たしたように、史料集や新史料の紹介は研究底上げの保証であり、それ自身が成果といえる。枝郷制ともかわつて直接史料の絶対的不足は、六九年『奥田家文書』『播磨国皮多村文書』の刊行以来三〇年近い歳月を経てなお解消されていない。さてこの間の史料集の刊行は別紙文献目録のとおり。労多く称賛少ない編纂に苦言を呈するのはつらいが、順不同であえて一言。

「津山藩」元禄一一年から明治四年にわたる膨大な藩庁

日記からの関係記事の抜き書き。全五巻一〇年の仕事である。解題・解説も適切。九五年やや間を置いてた五巻完結分は、それまでの四冊と違い町奉行・郡代日記分が未収録であり、必要な解説を欠くなど、五〇〇頁を越えたための処置と考えるが残念。

「安達―仏教」内容は浄土真宗の地方文書の編集で一定分は『兵庫県同和教育関係史料集』と重複する。編者の収集史料の集大成という性格をもつ。全三巻の予定。史料集の命は正確な古文書の解説と校正であるが、初歩的なミスが目立つ。西本願寺の役人名(坊官・家司)など別の資料をみればすぐわかることであるし、真宗の部落関係史料集でそれを誤読すると信頼を得られないであろう。將軍代替わりごとに出される誓詞が四点(文書番号一〇九・一三七・一四六・一五二)収録されているが、編文不統一でほぼ同一内容の文がそれぞれ読みが異なるなど、信じ難い誤りがある。

「和歌山県」九六六頁。五年近い収集、当初の八七年からいえば一〇年を費やしての史料集である。あとがきでは県外二七カ所・県内二一カ所しかも複数回の訪問もあったという。どんな徹底調査が行なわれたかと期待させるが、出来上がったものは過去最低の史料集の一冊に数えられるだろう。同和の歴史に中近世はないとて近世は

落穂拾い、近代は新聞数紙と『融和時報』が九割を占めよう。これなら私一人が一年でやってももう少しいいものができるかとタンカをきつてもいい。どれだけ予算を浪費したのか公表してもらいたいものである。和歌山藩牢番頭釘買家文書(関学蔵)をきちんとした史料集にすることはこの委員会の責任に属するのではないか。

「和歌山田辺」右同様中世はない。近世から近現代までの編年集。『奈良の部落史』も不評判であったが踏襲されている。近代はやはり右とほぼ同量九割弱が新聞史料で占める。近世三八七頁分の大半は田辺市が誇る三日記(万代記・御用留・田辺町大帳)の関係記事である。別言すれば皮田側文書がないということでもある。

「滋賀―岩越」全三巻計六〇〇頁解説文と読み下し両方と解説を備えている。その分新史料でありながら収録数は少なくなるが、研究所の性格からして学校現場での利用の可能性が生まれる。

史料集は編纂のあり方によって①所蔵者(家別) ②抜き書き編年 ③地域編集 ④課題・主題別に大別され、その組合せで編集される。史料集編纂の達成である『京都の部落史』は京都府という地域(③)での④タイプだったが文学的見出しのため見当がつきにくいと不評判であった。和歌山・田辺は②タイプ、半右衛門文書や滋賀

岩越家文書はひとつの家(①)での④タイプ、『兵庫県同和教育関係史料集』『奈良県被差別部落史料集』などは①タイプである。近年は自治体史の一環としての部落史料集の編纂が増えている。今後編纂方法での議論が起こるのを期待したい。

自治体史の部落史

部落史研究を底上げするうえで資史料が公開・刊行されることが第一の条件である。被差別側の史料が少なく、また残る率も低い理由は早くに小林茂、近くは藤本九五(さらに手をいれて九七に収録)に触れられている。それだけに意識的で持続した努力が要求される。同時にこれほどまで立ち遅れたのは全国を何度にも亘って席卷した自治体誌史の編纂において大半は正当な位置づけがなされなかったからである。他に県域全体の検討をおこなったものがないので、九七年度の論文になるが前川太一「奈良県における市町村史編纂事業と部落問題」(『部落解放なら』7)によると、一・二の例外はあるが部落を欠落させている。しかも重要な点は奈良では運動団体がこの種の糾弾を行なったことがないにも拘らず、強い自己規制が働いているということである。

なぜ近年になって自治体史の問題が浮上したか。これ

を広く歴史史料の社会啓発化の問題という文脈でとらえるならば、より身近でリアルな等身大の部落像を提示しなければ、形骸化した「有害」化した部落史教育・啓発を克服できないからである。別の視点からいえば、社会啓発の一定の成果によって、歴史にせよ社会問題にせよ部落問題・人権問題を欠落させたままで糊塗することは困難であり、真の意味で科学的たりえないことが自覚されてきたのである。ところが実際問題に接近すればするほど原理論で片がつかないのも事実である。現象では部落の側が公開を渋り、研究者が熱心という図もありえる(亀岡九六b、『月刊滋賀の部落』二四六―二四七)。地名・人名、「差別語」(穢多)を入れるか伏字にするか、切実ではあるが問題の入り口での応酬に終始している例が大部分であるのもその通りである。師岡九五は自身が部落と積極的に関わってきたゆえ、地名等の問題で「表現・出版の自由」を盾にとった論陣を張っているが、部落の人権に対する表現の自由をもってすれば結局は力が事を決することになるのではないか。あるいは西木九六は評者も属する研究会から出版された絵図が、その一部『姫路市史』に載せられている件で前者は問題にならないなら後者が問題化するのはおかしい、と主張している。戯画化していえば水平社宣言が穢多と使用しているのに、

一般社会が穢多と言いついてを糾弾するのはおかし、写真集のヘヤーがいいのならテレビのヘヤー解禁も許されるはずだという。

* 藤井寿一「部落史研究と自治体史編纂」歴評九二・六）以来『姫路市史』回収問題はひとり歩きをしているが、論点は①姫路市が姫路以外の被差別部落名を公表する不用意さと、責任がもてるかということ ②購入者の限定された史料篇でなく文字通り市民対象の通史篇にわざわざ解説図まで付けて販売する無神経 ③事前になんらの関係団体に編纂委員長の八木が『龍野市史』編纂時部落史の特別委員を加える要求を断つたさい、正當に叙述すると約束しながら出来上がったものは申し訳の内容であったこと、である。

公開者の立場や場・時を捨象してなにか得るものがあるのだろうか。これでは議論の出発点さえ定まらないだろう。①当該者間の人間関係であり、出版社なり、著者・執筆者、あるいは自治体史編纂担当者の中長期の態度であること ②事前の働きかけ、交渉をおこなうこと ③交渉経過が公開させることが望ましいが、少なくとも将来のために情報公開を前提とした記録が作成されるこ

と、そのことを交渉で明言して可能なかぎり透明性を高める ④現時点では当該部落や運動団体の意向を尊重せざるをえない これらが暫定的な合意になっていると考える。文献目録(五)に網羅した。

好評な概説書と内容

概説書や新しい通史が相次いだのも一つの特徴である。わけても斉藤洋一九五、部落史の再発見、渡辺九六は数版を重ねる売れゆきを示した。通史・エピソード集・史論と異なるが、大きく二つ、近世政治起源説への批判、権力から生活・生業へ像を移した視点がこれらに共通した新しさとして指摘できる。

生活・生業の重視はこの一〇年の研究方向であり、成果をみているが論点整理も検討も行なわれていない。拙稿九五dはそれを意識したものであるが、東日本九四、畑中九七・脇田本、塚田九四b・九五、中尾九五b、峯岸九四などがこの間生活・生業に言及している。右での指摘と重ならない範囲でこれらの諸稿に触れておきたい。①『京都の部落史』1は通史であるから生活・生業に触れるのは対象的必然性があるが、そちらへの舵取りは研究史のうえで京都部落史研究所によって先鞭をつけられたのである。その努力は近世史料編に反映してい

ケガレ論の登場と展開

前者の成立論にたいして本書が導入した、たぶん吉田にとつても新しい視角となつたものはケガレ論であった。「科学が発達していなかった時代に、死や病という未知で恐ろしい領域」への恐怖から(中略)こうした領域にかかわる人びとへの『尊敬』や『おそれ』を偏見と差別に変えていった。あるいは呪術技能者へのまなざしが、商品経済を媒介に神仏の権威が低下することで差別に転嫁する(二二―三頁)。近代人を捉える衛生観念がはたして科学的であるかは大きな疑問だが、起源・成立論にケガレの視角が核心として導かれてきた点は、中世との連続性や心性(差別とは元来観念域の大きなもの)を問うものとして評価できる。評者はつとに關東の部落史研究者にケガレの視点が無い―典型は斃牛馬処理について、これを「捨てたものを拾う」と規定する峯岸であろう、大熊九六は初めてこれに疑問を出し、新史料を加えた―といい続けて嫌われてきたが、その意味でも注目されよう。先の斉藤通史がケガレの視角から構成され、そのことも高い評価を受けた小さくない理由になつていった。

ケガレ論としての部落史では奈良のグループによる成

るが、しかしなおそこでは役務と生業との自覚的峻別は不十分に終わっている ②歴史研究者一般の通弊といつてしまえばそれまでであるが、皮革にせよ牛にせよ、あるいは牛肉・骨、雪駄・履物等の物的対象についてどこまで知識を持ち、実地に見聞しているか。対象を細部までわがものとするのが研究の前提だとマルクスの言だが、あまりにおそまつすぎる。(a)江戸時代に塩皮(塚田)などあるはずもなく、だからこそ物流に特有の問題が生じた (b)雪駄荒表作りと表仕上げ(シメ)が隔絶していたのであって後者が家庭でできたかのように言う(畑中)ことは、雪駄について何も知らないことを告白するもの (c)脇田の食肉と拙稿「江戸時代の肉屋さん」(『部落解放なら』7)を比較すれば、前者のその皮相で底の浅さがわかるだろう ③生活重視の背景として上野「精神」の指摘する貧困・悲惨史観の克服があった

概説書として注目される成果は『埼玉の部落』である。B五判一〇頁オール・カラーのビジュアル本。三万部を普及したという。かなり踏み込んだの本文確定がなされた様子が吉田勉によつて書かれている。近世の原案は吉田の手になる。ここでも課題は二つ、例の権力起源と悲惨史観の見直し、つまり右述の諸概説と同じ問題を抱えたという。

果が『被差別民の精神世界』としてまとめられた。祭礼と被差別民に関わつての通説・俗説を根底から覆したことで、峯岸「別火・別食」論を退けたことなど、そこでの主張は多岐にわたる。総評的に批判するならば、局地的事例、個々の史料を普遍化・一般化する「跳躍」が見るところあまり成功していないし、相当に危なっかしいのではないか。大和では差別によつて入会権を奪われた例はないという。しかし全国でその例は枚挙に暇はない。にも拘らずこう言うことの意味はどこにあるのか？ 大和の地域構造の中で、大和ゆえの特別な事情が抽出されたか、といえればそれもない。

三 論争と個人研究の成果

この間の動向をかいつままで紹介し、若干のコメントを付した。三では起こつた批判や論争にふれて、もうすこし研究内容に立ち入つて見ていきたい。論争といえは畑中二著をめぐつて問研グループ中心に「国民融合論に基づく歴史理論」の登場として熱狂的に受け入れられた。ようするに論拠となつてきた「封建遺制論」ではあまりにリアリティがないため、よりましな根拠づけが求められていたからである。そのため杉之原・峯岸ら原則居士

からは非常な攻撃をうけた。運動レベルの事情はそうだとして、異様なのは『問研』の九四・九五年の研究整理で続けて住友・前田・布川（澤は自らの拘つた業績だけが論評に値するという研究整理のスタンスのため触れていない）と四人のうち三人が枕詞のように称賛した上で本文を始めていることである。彼らが本気ならばそれもいいが、ページされた今年度でも同様の基調が続く見守りたい。澤の当て擦つた「運動団体のセクト主義」の試金石は他ならぬそこにあるからである。

評者自身は畑中本に対して、形式論理をふりかざして、それが研究の新しい方向や提言をもつものとも思えない。系譜的起源論をやめようといつても觀念領域の大きい部落差別（差別とはそういうものであるが）では「……とみなされるものが実体」（パーセクション）なのであつて「科学的実体」とは元々異なるのは自明の前提であつたはずだし、近代固有の問題といひながらなにとつて仮説も実証もなされていない評論をあれこれ議論すること自体異常とは思えないので、党派主義や素人談義をこえて誰かが成果を指摘した段階で論評することにした。

論争がおこるのは歓迎すべき現象であるが、実際はそれほどにはおこらない。反対に仲間ほめ、提灯評論は盛

況だ。先の三人もそうだが、関口はおそらくと塚田の固い身分制に疑問を挟みつつ表面きは礼賛する。

(1) 権力は差別とどう関わるか

「近世政治起源説」論争のゆくえ

この間最大の議論は「近世政治起源説」（以下通説とも略記）をめぐる言説であろう。八〇年代後半から静かに進行していたが、九〇年代に入つて公然と批判・論争が行なわれるようになった。よく知られているように「京都の部落史」編纂にあつて通説の棚上げが宣言されたが、先駆的な措置であつた。以来十数年の集団的検討がなされたが、けれども結果として提出されたものは①河原者などの居住地が中世と近世とつながることをもつての連続説 ②生活生業重視 ③「部落史の新しいイメージ」ができるのではないかということでの仕事を始めましたが、しかし、それが成功したとは到底思えない（師岡 こべる四七鼎談） ものであつた。これだけ長期の組織的取り組みでありながら、いつてみればほとんど進展しなかつた。あげつらうのが目的でなく、一つは近世政治起源説批判の徹底性と射程の長さの問題、二つは新しい部落史の枠組みへの意識的自覚的追究の問題がそこにはある、ということである。しかし京都の提起をうけ

てこの問題への批判・疑問が公然と議論されるにいたつた点こそ最大の成果といえよう。

この間この問題で指摘しなければならぬ第一の点は部落解放研究所歴史部門の指導的立場にある研究者達がこぞつて近世政治起源説擁護の態度を改めて明確にし、時に論陣をはつていふことである。寺木伸明『被差別部落の起源』のサブ・タイトルは「近世政治起源説の再生」であつたし、中尾健次「いま、部落史が面白い」連載の中心的主張は通説の正当性擁護の立場から諸説批判を試みる点にあつた。布引敏雄は(1)「近世政治起源説をすてることによつて、分裂支配の観点が消えてしまうとするなら、江戸時代の被差別の人たちの存在の意味は何だつたんでしょう」(2)最下層におかれた人びとは腹がたつてしかたがなかつたはずだと思ふ（中略）もし「明るい部落の歴史」や『誇りうる部落の歴史』だったら、解放運動はいらぬだろう」(3)「ケガレの感覚は、畏怖の属性としてあるかも知れません。しかし、畏敬ではないと思ひます。ケガレはやつぱり、低い地位をイメージします」など、「分裂支配」論までを含む古典的な、最も固い擁護を展開している（部解九七・四座談会）。秋定嘉和が支持を表明したこと（研究所通信二一八）も大きな影響を及ぼしていよう。そうした状況にあつて孤軍奮闘渡

辺俊雄一人がこの通説の内包する重大な問題点を指摘し続けている。

第二に通説に挑戦した斉藤九五、奈良史料センター展示図録に対して、山本慎一九六を始め広島グループは権力編成・創出の立場から徹底的な批判を展開した。事のおこりは奈良へ研修した広島校長会が、入手した図録（『歴史を探る』）を県内で頒布した。その内容をみた解放同盟が県教育委員会を糾弾、県教委が「かくも問題の多い資料を配布したのは問題である」との見解を出す。

『芸備人権新報』では北向道明が「ある『部落史見直し』論の破綻」「みんながつくった!? 部落差別!?!」の連載投稿があり、のちパンフレットになった。

第三には国民融合論を支持する研究者内での通説をめぐっての敵対的対立があげられる。論争は杉之原寿一—畑中敏之、畑中—峯岸賢太郎、峯岸—杉之原の三極で激しい。先には部落解放研究所歴史グループが近世政治起源説へ凝集した、と述べたが、事情は部落問題研究所歴史グループの場合も通説は唯一の学説として杉之原・東上、成沢・脇田らに信奉されている。それほど根深い学説だともいえる。峯岸は畑中の議論が所詮は通説の亜流だと暴露している（峯岸九四b）が、「人民内部の差別を取り上げること、ましてや部落差別の根がそこにあるな

て—新たな部落史像を求めて—」畑中・住本健次（福岡仮説実験授業研究会）・吉田栄治郎（奈良県立同和問題関係史料センター）・師岡によるシンポを開催した。そこで師岡が述べているのは、通説が共産党の革命戦略から生まれたという点であった。

近世政治起源説への批判が研究者間だけでなく教育現場まで含め公然と議論されるに至った点が近年の最大の成果であるが、しかしある人たちはすでに過去の考えだとしてまともに批判しようとせず、別の人びとはそれは単純化であり一面的現場理解であるとして切り捨てて自身の信じる根幹を守ろうとしている。どこまで射程の長い論理を構築できるかは、ひとえに徹底した批判が成就するかどうかにかかっている。正面からの本格的議論が展開するのを期待したい。和田も指摘するように近世政治起源説批判の問題構成は最低、①部落史が生んだ唯一の学説であり ②核心は分裂支配論にあり—差別を権力が任意に作り出す 身分は支配者が民衆分裂のためにする—「民衆性善説」—③最大の功罪は部落史を起源論に縛りつけたこと の三点を含むものでなければならぬのではないか。

どということとは利敵行為である」とする峯岸を含めての歴史観を共通認識とすることこそが通説の底なのではないか。その峯岸は杉之原と共に、いまだ国民融合派でもほとんど公然とは口の端にのほらない封建遺制論に立っている。ところで個々の違いを超えてこのグループにさらに共通しているのは①貧困・悲惨史観に立つ、もしくは門付け芸などの復権・再評価にたいして「これを担う人々にとっては、苦痛と屈辱をとまなうものであった」（峯岸九四b）との否定的評価 ②ケガレ論への無理解があげられる。

最後に指摘しなければならないのは、通説への包括的、あるいは分節化しての射程の長い批判、論点整理が多彩な論争の展開にも関わらず管見の限りは見られない点である。その中で和田九七は近世政治起源説批判を目的としたものではないが、内容的には通説批判の到達点を示している。京都部落史研究所の試みが部分的解明に留まったことは先に見たが、通説の核心を「中世に部落の起源を認めず、なぜ起源を近世におくのか」（峯岸九五b）に求めたり、系譜的起源を最大の問題（畑中九五）とするなど、恣意的に設問し部分的に回答している。この問題では師岡が最も熱心で自身意識的追求をおこない、九六年一月九日には『部落の近世政治起源説』をめぐっ

権力編成をどうみるか（松下—石瀧論争）

『部落解放史ふくおか』誌上で展開された松下志朗—石瀧豊美の論争は近年では珍しい。本格論争であったが、双方の課題意識の違いとそれを埋める方向でなく自身の論理に固執したゆえに、成果を残したとはいえない結果となったのは残念であった。両者の共通の批判対象に近世政治起源説が措かれてはいるが、松下が起源論へのケガレ視点の導入を考えて批判をしたのに対し、石瀧は公役と身分概念をどう理解するかに関心があつて批判する。それが噛み合っていない。

「論点1」福岡部落史の起点となっている史料に慶長七年正月「御用革上納の触れ」がある。その迫て書きに「はつな・掃之儀」とあり、まず石瀧は箒の転写ミスとした。松下は石瀧が根拠もなく転写ミスとしたうえで自説に都合よく論理を展開していく史料操作を突くが、批判後も石瀧はたとえ原文が掃でも自説をかえる必要を認めない、他の研究者もそう解釈する者もあるし、松下もかつては確信をもっていた訳でもないという。それでいながら原文のない四種の写し（それが原文書からの写しである確証はない）から文字位置を確定する無意味な作業を延々と続けるのである。

「論点2」掃の字句をめぐって松下がこだわったのは、「掃除」がケガレのキヨメと不可分離であり、ケガレという社会的役割による中近世連続性に展望を与えるからであった。御笠郡片野村の中世末〜近世初頭史料と太宰府天満宮の本願寺池邊の記述とを結びつけ本願寺Ⅱ部落門徒Ⅱ片野村としたが、これはまったくの失考あると石瀧に批判され撤回している。石瀧はさらにすすんで中世の片野が近世の被差別部落の片野に直結するか考察し①つながらない可能性が高い ②片野はむしろ太宰府村にあった地名とした。安直な類推を否定した意味は大きい。

「論点3」先の触れや初期支配文書にでてくる①革上納すれば「諸公役被成御赦免候」 ②「百八拾六石四合(片野村)かわや分無役」をめぐる解釈、石瀧はそこへ「土地への支配と人への支配の二重性」原理を持ち込んで説明しようとして松下の批判を受けた。間口基準にかかる切銭を土地に懸かる負担(石瀧)とみるか、そうでないとみるか。慶長七年触れの赦免が革(ならびに絆綱・掃)以外の皮田役を免除するとみる(石瀧)。その場合皮田が百姓公役を負担しないのは論理上当然の前提になっていたとする。したがって近世後期皮田入植の収支勘定で「皮田が入植しても面役を負担しないので百姓の軽減になら

時に『問研』など仲間評論で本格的には検討されない研究に焦点化したい。

本願寺にとつての穢寺―皮田にとつての寺とは

真宗と部落にかかわる歴史研究の蓄積は少なく、とりわけ安達五男の沈黙の続いたこの一〇年左右田昌幸が一人担っているといっても過言でなからう。目録でも七本の記載がある。左右田の研究にはいくつの特徴がある。
①史料発掘そのものが第一の課題だとする認識で大半が全文・長文の史料引用をもち、あるいは史料紹介である
②一貫する課題意識は「本願寺・本山にとつて河原者・穢村の寺(後の穢寺)とはなにか」にあり、文節化して「穢寺」規定の要件 「部落寺院制」(安達)への批判「差別的論理」の解明 大量の部落寺院を抱えることのメリット・デメリット ③本山側史料(といつても往復書簡や在方嘆願書の写しを多数含む)による展開の強みと在方史料による裏付けの弱さ ということになるろうか。

部落寺院制をめぐる左右田―安達論争もほとんど噛みあっていない論争の一つだが、九五b・九六aによつて左右田の論旨は明瞭になっている。穢寺を穢寺として(つまり本末関係を越えて)系列支配する意図はようやく後

ない」とする文言から松下が批判してもそれは批判になつていない。しかしもう一つの批判である、行刑などその他の「皮田役」(別稿で指摘したが革上納よりも行刑役などの方が基本である)を赦免された確証はないとする点は妥当だし事実とも合致している。すれ違いは初頭期と幕末をひと括りにしての議論にも原因しよう。

両者の論点を交通整理する者がなかったことが生産的結果を産まなかったのだが、もう一つは共通して両者が固い身分理解にたつていていることにある。石瀧は実態としての身分をさまざまに描き、四重の百姓「身分概念」なるものまで析出する。ところがその結論は「身分支配の概念が藩政の統治機構とパラレル」だとする点にあった。別に氏は宗門改めが身分を一義的に決定するとし、松下は町人―百姓身分間でさえ流動は低いし規制が懸かっていたとする。それをみれば評者は二人の論争が身分編成の内実をめぐって行なわれながら、自身の固い身分認識を動かすにいたらないことを残念に思う。

(2) 差別はなぜ再生産されるのか

二五〇篇のなかから業績にふれるといつても、この数年まとまった成果をあげ、今後の研究方向や視角に示唆を与える、個人研究の固まりを今回は取り上げたい。同

期〜幕末に形成されること、天保一四年には約八十項目からなる詳細な調査項目を示しての悉皆調査(杉本が紹介した下帳はこの時のもの)が試みられたこと、『穢寺帳』の成立は元文五年であり、二冊に分けて幕府に提出されたこと、杉本によつて世に紹介されたものは寛政四年のものである可能性が高いこと、しかし本願寺自身がそれを基本台帳として色分けに利用した形跡はなく、ある場合でも現地の判断が最優先されたこと、この公儀(幕府・藩)の意向と現地が治まるよとの態度こそ基本姿勢であった。

論争に即した整理をすれば①安達の論理的出発点になつて「穢寺の頭寺」編成は証明されていない ②「四ヶ之本寺」が頭寺制の基本というがその形成過程は吟味されたことはない ③地方の頭寺の一例として播磨源正寺が元禄五年急遽本徳寺下を離れ本願寺直参にして穢寺頭寺となったとしたが、史料解釈上そうはいえないこと等である。③について安達は先に紹介した『仏教と部落問題関係史料集成』解説で反論しているが、この場合依拠した文書の解説そのものが間違っている。

両者の相違は左右田が歴史的に厳密に考えようとしていたのに対して、安達は近世全体をひと括りにしての概念化に関心があるためでもある。その意味で部落寺院を

系統把握し、部落寺院である理由をもって異なる扱いを規則化する、部落寺院制は本願寺教団に存在したといえる。問題は左右田のいうようにその形成過程と内実にある。評者がつとに指摘するある概念化をすることによって通常見えなかったものを見えるようにすること、その概念化によって生じる死角に自覚的になることが求められる。

部落寺院については奥本武裕・藤原豊の研究がある。

奥本の場合九四年のものも含めすべてが『奈紀』に発表されたもの。紀要2は部落の本末関係も部落外寺院の本末関係と同じであるとし、3では大和北部の部落寺院のみで構成される一五日講があり、しかもそれは三業惑乱にからんで史料に現われることを述べ、4では触頭（寺法を本山―末寺間に取り次ぐ）のありかたが部落・部落外と同じ原理で地域割りされていたこと、後期には二五日灯明講なる部落寺院の横断的組織が析出されることを明らかにした。評者は本末にせよ触頭にせよ事実としても論理としても同質とは考えないし、形式論理を前面に立てて得るものがあるとは思えない。そのことよりも奥本の場合課題意識の高さと論証とが結びついておらず、紙幅の関係か本論のほうは初歩的事実の証明に留まっております、いわば評者の期待する展開（展開とは史料の

銀や御剃刀不許可の基本方針そのものの存在が不要のはずだ。

火打村勝福寺の問題が示しているもつとも本質的なことは一橋役所が一般村扱いといい、本山も穢寺と規定しかねるといい、火打村側でも穢多は別にあるとの便法を用意したにもかかわらず、事の帰趨は周辺地域・寺の意向が決定的であった、という点であろう。評者はつとに皮田・皮田村にとって寺とは、信仰とはなんであるか、それが出発点ではないかと言いつつ続けてきたのである。

夙を研究視野に入れることの意味

和歌山田辺の芝英一は紀南文化財研究会会誌『くちくまの』によりながらこつこつと研究を重ねている。八〇年代までの蓄積は『近世身分制と被差別の民―田辺領の場合―』として公刊されている。およそ一五篇の論文が収められているが、初期の習作から最後の皮革論文などは一級の研究といえるまで、長足の深化を見ている。仲間評論は出たが本格書評はない。これから書かれる『田辺同和史』本編のことを考えても氏が堅持する近世政治起源説をせめて留保しなければ、史料が語る豊かな部落像がいびつになる可能性は大きい。その後氏は『くちくまの』に論考を発表し続けている。批判の理解できる

字面が明らかにする事実を越えた事実の提示と一般化、方法仮説を媒介とした踏み込んだ「見えざる」事実の開示と証明のことである）がないのが残念である。問題の出発を「地域の教団のありよう、ひいては地域社会におけるかわた村と周辺の村々の関係のありよう」（4論文）といいつつ、これまでのところ全く手付かずで方法論の一端さえ提示されていない。本格論文を望みたい。

藤原は摂津火打村を素材に穢寺・穢僧とはなにかを検討している。『ひ研』では寺争論、『歴史研究』では穢寺離脱運動を取り上げて興味深い考察を行なっている。天保期にはいつて火打村は対外的に「自村を皮田村でなく皮田は村内の一部である」との事実を創出し（事実の創出は寛政から準備されていた）、これを論理として大坂町奉行所へも、一橋役所へも、そして本願寺へも認知を迫った。勝福寺無住の間は近隣の寺でつくる一三日講内の正恩寺が宗判を行なっているが、これさえも火打村が地域社会と交流がある証拠にして申し立てている。当の正恩寺は「勝福寺門徒惣代忠左衛門は腹黒い者で、火打村は恐ろしい村」と答えている。本願寺はたしかに勝福寺取り扱いに困り動揺しているが、しかしそれを「本山においても規定により穢寺を確定する必要性がなかった」ためであるとは思えない。それならば五割増しの礼

水準に到達していると考えるので、

(1)穢れの観念と近世身分制 『くちくまの』 84～85

91・2～5

(2)田辺祭りと役人村・旧夙村 『同』 99～100 94・11

～95・2

(1)は対象時期が過ぎて二本をとりあげる。

(1)では穢れ者という指定が貞享四年に初めて梓巫女について表れること、田辺では大きく皮田・夙・鉢坊（陰坊）・非人番が別火・別食の対象になり、宗門改めの席では座敷の上席（苗字・帯刀筋、神主・医師、村役人）と下席（百姓・町人）、次いで内庭（非人番・鉢坊）、外庭に皮田が控えて改めを受けていた。しかも非人番らは「上り口へ手を突せ」て判を押してもらうのに、皮田は「縁先キ之庭へ突這せ」はいつくばらせて宗判するという。その他多くの事例を列挙して、それが今日の人権感覚からしていかに「言語に絶した非人道的」なものであるかを強調する。それは正当なことであるが、あまり前面に出ると本来追求しなければならぬケガレの整理、現象の分類に始まって被差別民間と対平人、さらに武士・支配層との関係とか、宗教的側面や儀礼場面、日常などに分けての整理等々が後退する。あれこれの事例の紹介と印象をうけてしまう。さらに①天明七年西ノ谷村に科

人仕足部屋Ⅱ牢屋新設をめぐる反対訴願 ②寛政八年風超願寺宗祖五五〇回忌の催し、切戸地藏堂修復助勢興業は「穢多物まね」「穢多踊り」で町人も加わり禁止令が出た ③和歌山から皮田が役人として出張ってきた際、原則は最寄り皮田宅、なければ非人番宅へ止宿させるのが原則であるが、付近にそれらが無いとして百姓家へ止宿しているし、寛政九年下長町旅人宿で皮田であることが露見した時には御用中とてそのままとなった 三例はきわめて興味深い事例であるが、氏は③では「藩側の態度は必ずしも一貫しているとは言えない」その時その時の権力側の都合」に帰す。元文五年皮田二〇人余が町番太宅へ押し掛けた事件でも町の日記が「人外之者之義取り上ぐべく様これ無く」と記したのを人外の文言にこだわっているが、被差別民同士の紛争は放っておけという点にこそ法の非情がある肝心のところが見逃されていく。史料に沈潜して事実そのものを掘り下げることができないのは、前提認識として権力によるケガレの法制化Ⅱ格付けと強制が、人民分裂の道具（封建支配の楯杆）という）になっている、と考えるからである。

(2)では今も代表的祭礼である田辺祭りに皮田・夙がどのように関わっていたかが解明される。流鏑馬の行際・皮的上納と準備、渡御祭の先導役は皮田の役の者十人

が被差別民を取り上げるようになっていく。髪結い(九五b)、乞胸(九六a)、香具師(九六b)と続いている。乞胸は講演録で論旨がやや粗いが、いずれも対象となる職能の重要な属性を、断片史料や災害書上げ・孝子褒賞、御仕置例類集などまったく新たな史料利用を得て焦点の定まった像として復元していく力量、沈潜して描くミクロの事実を強靱な論理と一般化によって包括する展開には学ぶところも多い。紙幅もあり本格的な吟味は他日に果たしたいが、願人についていえば、石井・中尾の先行研究を大きく書き替えたといえよう。下手になざるのはやめて、結論部分について二・三の意見を述べたい。

①近世後期には願人は「修行勸進に市中を廻る平願人層と、これの上前をはね、同時に木賃宿を営むという役人上層を両極として大きく分化している」。それゆえ「願人の仲間とは、当初の乞食仲間という性格をこえて、こうした職分(旦那場と木賃宿の経営権—引用者注)を全うし、相互の勸進場所や木賃宿経営を共同で保全しあうための共同組織と化していった」(願人二〇頁)。旦那場をもつ組織ではどこでもこうした分化はおこった。皮田の場合でも実際に処理に従事する若者・日稼ぎ、入札で利益を得る株持ち上層に分化している。しかし願人を仲間統制する現実的な方途が宿舎を拠点にするしか

が勤め、笠鉾の警護を長柄を持った夙十人が就く。いずれも着飾った出で立ちで出役した。慶長年中から続いたという。文政年間に皮田は御城芝内への立ち入りを許されなくなり、身なりも儉約を強いられたが、夙は「絹羽織・脇差し」構いなしで、以後夙と立場が逆転したかの態があるが、皮田の意向をうけて本村庄屋は立ち入りを嘆願し続けている。

これらの事実を素直にみれば、後世のケガレ観(不浄)で皮田・夙が祭礼の重要な役割を担っている理由は解けないし、かかる祭礼が藩制以前、中世から続くものであり、当然夙も皮田も中世には存在していた地域的役割を負っていたのである。畿内各所の事例に徴すれば祭礼では元来夙は皮田の指図をうけるものであった。だとすれば氏が描く被差別民像とは相当に異なる実態がそこには現前しているのではないか。とりわけ夙のように法制上は百姓・浦人でありながら地域にあつては被差別民として扱われる人びとを視野にいれるならば、権力による一元的な被差別身分の設定という大前提は成り立たないだろう。

都市下層論はどこで部落史と切り結ぶか

「周縁」の願人論文(九五a)あたりから、吉田伸之がかったから木賃宿経営が上層の持ち合いになったのではないか。後者は京坂での皮田出役が役小屋の住人に負わされていたことを想起させる。

②先稿で塚田のアウトロー論の差別性を指摘したが「かれらはたしかに本質的には博徒の親分であり、「通り者」とよばれるような共通の性格を色濃くもつ。しかし他の一面では、かれらは町火消組の頭取であったり、人宿であったり……十分に公法的な存在として江戸の都市社会に定在している。どちらが本質か、というのではない、アウトローの側面はそれ自体としては容易に分立しえず、公法的性格をもつ職分と癒着し、表裏一体となつている点に注目すべきである」(髪結い五六頁)と塚田を批判している。さらにいえば暴力は公的問題解決に都合よく働いてこそ黙認・許容・支持されるのである。

③願人を「聖なる其日稼ぎ」であり、棒手振・日雇稼層と互換性があり、集住地が近代の貧民窟となるとの指摘、ルンペン・プロレタリアートの萌芽形態の一つを乞食・非人・勸進層とくくる視点(乞胸八一頁)、後者ではそれが芸能・宗教と深く関わる点の配慮はされ、乞胸の芸について「芸能が商品として重要視されつつあるわけだけでも、勸進から分離し成熟するにはまだ至っていない段階」(乞胸一〇七頁)と規定している。けれども、

氏にとつての被差別民は所詮は都市下層の視野の内では処理されるべき問題だということである。芸能や宗教への目配せはあつても、被差別の根源へと向かう視点や構造の解明への関心は低い。その点では塚田と本質的に同じ立場にたつている。

四 新しい部落史像の論点整理

近世政治起源説の批判がそのまま新しい部落史学説へ結実するほど単純でないのは師岡が語っている。批判の徹底と射程の長さは問題になるとしても独自の課題なのである。成果といい課題と言つても畢竟新しい部落史像を描けるか否かに係つている。部落史はどこから来てどこへ行くのだろうか。

一 廻りした身分制論部落史

すでに拙稿(九五d)で概観したが、七〇年代から始まつた部落史は身分制論と社会経済史の方法論をもつて今日まで来た。小区分をすれば八〇年代後半から社会的視点が導入され、生活・生業の重視が起きたが、それは枠組みを変えるまでにはいたらなかった。ともあれこの数年間研究の方向を舵取りしてきた研究者の著作がま

(中略) もちろん、それはこれまでの自分の研究を否定するものではなく、むしろこれまでの研究を前提に、そこには生まれたいものの展開であると考えている。「塚田孝」身分制社会と市民社会」柏書房九二 あとがき」

私の研究内容の変化した主要点をあげれば、ひとつは、支配に対して差別をより強調するようになったことである。もうひとつは、法に対して慣習をより強調するようになったことである。(中略)内容にかかわりないが変化という点で付け加えておかなければならないのは、近世の「穢多」「茶筍」「非人」を一括して現すのに、私は長い間賤民の用語を用いてきたが、本書第一部第二章の論文以降被差別民の用語を用いるようになった。「峯岸九六 まえがき」

塚田の言を世間一般の言葉に翻案すれば自己批判であり、自己否定である。三都の非人をただ法が非人と規定しているからとて要するに乞食系非人の江戸と中世からの由緒を誇る長吏系の京坂非人——天王寺垣外は自らを非人ではないと主張している——を同一線上で比較するという離れ業をやつてこれた、その基礎的認識を改める

とめられ、身分制論で展開した部落史——もつといえは近世政治起源説——が一回りした感がある。決定的な影響を与えた脇田修の研究本は予告に留まっているが、峯岸・塚田、畑中・藤本、渡辺広、寺木のものが刊行をみている。

身分制論の枠組みを前面においての追求は、斃牛馬処理制、皮田役、成立論、身分制など多くの成果を挙げた。同時に大きな壁にも突き当たつたのであつた。身分的周縁論は自覚されざる模索の一つであるが、近世政治起源説批判の声が大きくなつたのも奇立ちのためである。はたしてこれらの著作は直面する障壁をどのように自覚もしくは直感しているのか、それをどの方向に、いかなる新しい枠組みをもつて代位しようとしているか、そこに関心を集中させて以下みていきたい。

まず二人の証言を引用しよう。

現在、生じている変化とは、これまでさまざま現象を幕藩制の編成原理(身分制)へと収斂していく方向性で理解していたのに対し、そうした幕藩制の編成原理のレベルを政治社会レベルとするならば、それとは相対的に区別された周縁社会レベルの局面にもつと注目すべきではないかということである。

(本人は深化という) 訳である。もつとも先稿で検討したように、その後の発表を見る限りガチガチの身分制があり、そこに治まりきれないものとしての周縁身分が措定されているだけで、なんらの変化もないのであるが、塚田の身分把握はどうでもいいことで、当面従来の身分制論では行き詰まつてきたことが、最も古典的立場にたつ氏にもなにかしかり意識されてきたということである。峯岸の変化は部落史が社会史への傾斜を強めていることを示している。部落問題は支配—被支配の系で解けるものではなく、法による差別強制よりも慣習のサイクルに組み込まれているところに根深さがある。評者には峯岸の認識がそこまで来ていながら、慣習の底にあるケガレなどの心性がほとんど視野に入らず、差別を問うに相変らず所有や分業論といった社会経済的分析手法から離れられないのが理解できない。

個々に通説への見直し・変化が進んでいるし、この間一定の研究深化もあつた。それらを手がかりに、新しい部落史像を描いていく上で基本となる視点を前面に出して若干の論点整理を試みたい。但し紙幅の制限もあり、いくつもの柱は簡条書きに留めざるをえなかつた。

1 研究対象を部落史から被差別民史へ拡げる

峯岸にとつては被差別民の総称を賤民から被差別民にすることは正確を期すための変更であつて、研究領域上の変化でも課題意識の上での深化とも関係はなかつた。では峯岸が皮田・非人以外の被差別民を主題として分析したことがあるかといえは、各種被差別民を含めて総合的な研究をしなければならぬとの提言はなされているがそれはない。氏には「被差別民とは勸進する人(勸進身分)の規定がある。勸進を宗教的・呪術的行為と考えるならば、その点は同意できるが、氏は極力呪術性を否定している。さらに勸進が差別を生むとして、皮田への差別はしかし勸進から発生するかといえは否定的にならざるを得ない。氏は近現代をも連続して捉えることを認めているのであるから、果たして勸進が根拠(たとえ遺制としても)となつて差別は続いているのか疑問である。

部落史を被差別民史とするとはどういうことか。まずそれは賤民、もしくは穢多・非人の言い換えではない。次いで多様な被差別民を含んだ総体の構造を取り出すことである。『近江八幡の部落史』などをみれば、皮田・非人以外の諸賤民についてはまとまった叙述もなく、ほとんど触れられもしていない。『京都の部落史』第一巻では

意識的に諸賤民が取り上げられているが、章節の末へのはめ込みにとどまっている。それを押し拡げようということになるか。第三に穢多・非人以外の被差別民を「雑種」なりその他として一括した背景にそれらが解放された、あるいはそれに近いとする認識があり、対立的に穢多・非人を捉えてきた。それは相互の認識の歪みを生んだ。

①なにより個々の、とりわけ研究の立ち遅れている在村被差別民の解明を意識的・組織的に進めることである。この間では佐藤・樋口による越後から信州にかけて存在する渡し守なる被差別民の追求、田中がライフ・ワークとする加賀藩内での研究、渡辺広に夙についての若干の言及などが成果をあげている。それらが示唆するのは第一に在村被差別民が地域的に限定された存在だということである。このことは(a)癩者・障害者、盲僧・座頭など身体的特相をもつ「被差別民」(b)山伏・修験、虚無僧、梓巫女、願人坊主などの下級宗教者(c)万才・門付け芸・芝居役者、相撲取りなどの芸能的被差別民のあり方と対比すればより一層はつきりする。紀伊国をとつても本居内遠『賤者考』や『紀伊統風土記』によればさらに局地的な多くの被差別民を網羅しており、それも含め被差別民は元来地域的存在で

あつた。ところで今回奈良県部落解放研究所の編集で全巻の復刻となつた『民族と歴史』(不二出版刊)など戦前期の諸報告には、近世以来の実態と輻輳して近代になつて変質した事実―たとえば広域的広がり、万才・陰陽師が夙に合流して呼ばれるなど―も、それがあたかも近世の実態であつたかに述べられている。多くそれに依拠せざるをえない部分があり、意識的批判的視点が要求される。ところが第二にいわなければならぬことは名称・呼称の違いを越えて、ひとくくりにできる諸賤民の分布が見られることである。そこから住民が何をケガレとみ、共同体外が担う役割とみているかも含めて、日本の伝統社会の文化の特質・型が浮きぼりにされる。

②被差別民全体に通底する特質や概念規定が必要でないとはもちろん言えないが、峯岸にあつてそれが成功しているとは思えない。差別の強弱論(三〇三P)も平板というしかない。まずもつて多様な被差別民の分類(それには基準や視角が要請される)に始まつて、それらの間の位置関係、構造を明らかにする試みから出発することであろう。森田「大阪」や水本の延長線で着詰めるべき課題がある。森田らの勝れている点は特定の地域を設定して、そこでの諸賤民の相互関係、対

農民関係を考察している点である。この分野の暫定的な達成を要約すれば(a)文献のうえでエタがもつとも新しい名称としてでてくる (b)例外はあるが被差別民総体は中世社会に淵源をもつ、もしくはそうみなされたこと (c)被差別民全体を概念規定する試みは勸進身分(峯岸)にせよ民間宗教者・呪術的職能にせよ、規定から最も遠い外れた位置にエタがあること (d)被差別民内を分かつ線はエタとそれ以外のところにあつて、彼らはエタとは違うことが自らのアイデンティティであつた、等である。

③皮田・非人、あるいは畿内的存在の非人番がある時点で法制的被差別民(語の正確な意味での賤民)となつていることは明らかであり、その点で夙や万才、三昧聖などの在村被差別民とは一線を画している。全国的身分なるものは擬制であるが、やがて全国的穢多身分ができあがり、乞食から番人までの理解の幅をもつて非人身分が成つた。非人番についてはこの間近江について朝尾、大和と井岡、大坂で小西の成果が出た。しかし朝尾・小西のものは拙稿(村方非人番の成立)他を踏まえているとはいえず、井岡も含め基本的な枠組みでなお拙稿を越えるものではないと考える。

④差別の視点を持つこと、それを分析の基軸におくこと

である。それについては先稿で塚田を批判し、九五dでも具体例をもって述べたので再述しない。

2 地域社会の生成と構造の問題としてとらえる

部落史研究に大きな視点の転換をもたらした「近世賤民制の展開と地域社会」(歴史評 一九八〇)を含む大半書き下ろしの藤本清二郎の労作『近世賤民制と地域社会』がまとめられた。氏が手懸けた福原家文書中の嶋村関係史料を縦横に駆使しての実証研究である。九五私家版には史料篇を持ち、両書合わせかなりの新史料紹介が兼ねられている。八〇年の歴科協大会報告は①皮田側の「地域社会に積極的に対等に加わろうとする……欲求」と地域の「隷属強化の志向」(三二八〇p)の対抗軸 ②「諸事象生起の一次的要因をとまかく『地域社会』の諸関係に求める視角」(三九一p) ③「地域社会に生起する諸動向を(権力政策と)自律的なものとして検討する視角」(三七〇p)を提示した。現時点からいえば当然すぎ、権力政策をなお過大に見ているとの批判もできるが、当時として画期的な提言であった。

今回それは深められたか。補論は九〇年『日本村落史講座』の再録だが本書の理論的骨格をなしている。そこでムラ論が展開され、たまたま史料の軸になったのが本

は郷自身である ③「被差別ムラは成立させられるのではなく、形成される(つまり、住民が形成する)のである」(四二〇p) など。

生成から展開、そして維新までを地域社会の側から、あるいは地域社会の中での関係と構造として一貫して考察すること、その方法論を鍛えていく方向で構想していきたい。

3 今日まで続く部落差別の本質を身分差別と考えない

身分制論を深める事で部落史の解明ができると考えられたがそれはここにきて暗礁に乗り上げた。周縁身分の論議や「社会外身分」論などという場外乱闘はそうした行き詰まりの告白である。なぜ壁に当たったか。固い身分理解にも原因があるが、最大のものはいくら身分論を掘り下げても、そこから明らかになる差別と皮田もしくは被差別民総体がこうむる差別とは質が異なるのではないか、もっと端的にいえば身分と(被差別民への)差別とは関連はあるが、淵源的にも現象としても別なものであることが漠然とであれ意識されてきたからである。先に法制的賤民である穢多・非人にかえて被差別民を指定した意味も一つはそこにある。

皮田が身分制の構造から生まれる、あるいは身分制の

村庄屋(預かり庄屋)の文書であったため、嶋村―福田村―岸和田藩の三極については多くの知見を加えた。しかし歴科協大会報告や一〇章に「麻生嶋村をとりまく地域社会と秩序」をもつとはいえず、本書は厳密には地域社会史論にはなっていない。そしてみるどころ藤本もその点に自覚的でないと思える。ムラ共同体論と歴史的に規定された地域・地域社会を枠組みにするのとは見える世界は全然違ってくるのである。峯岸習俗差別論の一つの問題は別火・別器などの差別主体を任意に設定しうる点、歴史的に規定された磁場を組みこめていない点にあった。両人が依拠する渡辺広「共同体疎外論」そのものに原因している。詳細な検討は他日に委ねなければならぬが、渡辺九四をこの区別を念頭において通読しても明快でないからである。

藤本にもどる。しかし個々に重要な指摘はなされている。①集落形成が遅れた福田村に嶋村が一括された―一般にいう枝郷制―理由について畑中村領論の破綻、且那場制による従属で解けないこと、すでに地域社会に存在した差別にあり、それ抜きに帰すことに反対している(二九p) ②嶋は麻生郷に属するが水利・郷入用・国役負担・宮郷いずれにも加わっていない(三一―二p以下)。郷の構成員や金銭・労役の分担者を決めるの

最下位や外にあることが明らかになってきたとして、それで即彼らへの差別が解明できたことにはならない。けっして自明でも証明不要な事柄でもないのである。峯岸は部落史のなかでも最も理論的に問題を組み立てる努力をしてきた研究者である。①習俗差別 ②二系統の身分制はその到達であるが、天皇―賤民系統といい、勸進身分といい、それは詰まるところ通常の近世身分制とは異なる差別の根拠を示しているのではないか。ケガレの極北であり、悪と暴力を担う集団として、一方では排除と嫌悪をもって臨み、他方でその危機管理能力に期待を寄せる。皮田を両義的存在とみなす「差別」を身分制から分離することは、それはそれで新しい問題を次々に生むが、封建遺制論や近世・近代断絶論、周縁身分論などの余計な柵を越える必要がなくなる。

4 ケガレ論の再構築と歴史学への導入

近年の部落史研究にあつてケガレ論は隠れた争点になっている。それは①呪術的民俗世界を認めない、すでに世俗化しているとの否定派(峯岸)と、ケガレこそが伝統社会の根底である(辻本)との根本的対立 ②ケガレを自然と社会との不調和、生活サイクルの中断との包括の規定(網野・斉藤)を与えるか、不浄・汚穢との否定

的価値として理解(布引)するか ③権力が被差別民に強制・付与した(芝・畑中)か、社会が歴史と文化の型として生み出してきた(宮田・臼井)とみるか ④差別とケガレを特定の段階で結びつけた(小谷汪之)とみるか、ケガレが家・血筋と不可分離となった時点を重視するか 等々。そこに⑤民俗学での用語を歴史学として用いるための理論的格闘が加わる。

*カッコ内の人名は一例であって代表を示したものでない。現時点でケガレが視野に入っていない論者も少なくない。

全体としていえば七〇年代以来の社会経済的方法論中心の部落史では、ケガレや穢観念は枕言葉の域を出る位置付けではなかった。早くからこの点を指摘していたのは沖浦和光であるが、それが近年に受容されたことについては、部落問題の人権一般、差別問題への「吸収・合併」が言われるようになって、却って独自性、固有なものになんかが追究されるに至ったからである。

5 門付けと芸能を被差別民史に位置づける

改装オーブンの大阪人権博物館の導入部は太鼓と中世の諸芸能のジオラマである。それが全体、少なくとも部落史の展示を貫く視点になっているのかと期待させた

差別を留保したうえで「文化などナンセンス」とする立場をとっている。被差別者に歴史はないか。かつて皇国史観に立つ学者平泉が被支配者たる民衆に歴史などないと言いつつ放つたのを思い出す。支配階級のそのつどの意向・命令に翻弄される庶民に法則性をもった歴史などあるはずがない、ということであろう。差別の視点をもつことと、差別―被差別においてしか歴史を見ることができないことは別の問題なのである。

上杉聰『部落史がかわる』には「二種類の被差別民」として娼妓・奴隷がもう一つの差別された者とされ図式にまで登場する(二二八p)。実は部落史は長い研究史をもつて散所論(林屋辰三郎)など、このような隷属民Ⅱ被差別者との階級史観による図式を克服してきたのである。それがどんなに巨大な圧力であったかは渡辺広九四所収「研究自序」(六四年発表)をみても明らかである。しかしそれは事実としても成り立たないし、さらに隷属民説の背景には下層・貧困層Ⅱ被差別の観念があった。発生史として乞食(そのイメージをもつての非人)を被差別民の源基におく黒田俊雄らもその説の影響下にあった。そこへ戻っていく部落史がどのような意味でも研究をへかえる力にはならない。

がそうではなかった。芸能・門付けから被差別民史を再構成する視点も含め今後の課題である。この点については動向で若干述べたので省略する。

6 悲慘史観を超えるとは①差別―被差別の軸で生活・文化を見ないこと、被差別の側に負の遺産や否定文化のみが蓄積されると考えないことである ②隷属民の問題ではないという視点を明確にすること ③下層や貧困層の問題ではないということである。

部落史の見直しの中で強く主張されたことに貧困・悲慘史観の克服があった。「精神」でもそのことが述べられている。そこから「誇るべき部落史」や「生産・労働の視点」、「異能者論」が出てきた。しかし評者にはこの問いと答えの間に違和感がある。素朴な問いに孕まれていたのは「差別を受けている者に歴史はない」という眼差しへの反発であったのではないか。先には布引・峯岸の「始めに被差別ありき」的、つらかったはず、悲しかったはず発言をとりあげたが、かつて横井清(『部落解放史』上)が警告したように、おもしろいことであり予断であろう。さらに徹底しているのが畑中の「部落民はいないし、部落の歴史などない」であろう。この点は峯岸は歴史は認める(まえがき三p)が、「被差別Ⅱ部落文化なのだから、

7 起源論の呪縛から研究を解放する

8 生活・生業過程と独自文化の解明を重視する

畑中九七は自らあとがきに述べるように「雪踏そのものの分析」に力を集中したものである。それにしても物としての雪踏を知らなすぎることに一例は先述した。仲間内の評価の高い(今後はどぶに落ちた犬は叩けとなるか)雪踏研究の内実を二・三みておく。

①大坂市中借家人が皮田村である南王子村へ宗旨改めをもつて移住している事実を発見して「高いハードル」「身分を越えた」(二六一p)例とした。雪駄職全体が近世後期には賤視されていたのであり何も不思議ではないし、借家人の移住であることも含め、高いハードルなど存在しない。「即座には信じ難かった」のは畑中の中にある被差別Ⅱ悲慘図式のためであろう

②第四・五章がこの間の新稿なので取り上げれば、四は南王子の雪踏直し・行商を、前圭一九四の所説の検討に充てている。前が入所・入稼ぎ場という権域が成立しているのに対し、成立していなかったと結論した。長々と論じて意味のある主張がこれ一つであるのにまず驚く。評者の吟味と論拠はここで示す紙幅は

ないが、氏の論理に従って読んでも結論は権域が存在する、少なくとも生成しつつあることが証明される。争論現場の内畑村が南王子の入場を認めている（一八一p）こと、同種の争論がことごと「得意場」の係争の形をとって展開する―旦那場争論とすることの利と現実性が少なくとも当事者の一方にはあると考えられた―事実が動かないからである。では前の説が当たっているかといえば自明の前提としてそれ自体を説明する労はとつていない。

庚申談義を離れ雪踏直し・行商問題にとつて重要なことは第一に先稿で大熊にふれて旦那場制から商い・稼ぎの権域が自立してくる過程の承認が必要なこと、第二に自立が簡単でなく複雑な過程であることは、南王子の場合皮田村株持ち層からすれば斃牛馬・獣発見の役目を兼ね旦那場侵害を防止することが期待されたし、百姓村からは治安パトロールとして期待された。領主からも治安なり皮田下層の食い扶持確保の意味があったであろう。その役割を果たすことで入場なる権域が辛うじて維持される構造になっていたこと、第三に畑中は争論の三事例を逐次紹介しながら、そこに共通する雪踏そのものにとつても見逃せない事実、つまりそれらがすべて冬場に生起していること（それがど

んなに重要であるか氏に理解できればいいが）などである。

③第五章も百枚の長大論文である。なぜ皮田が雪踏・雪踏表造りを独占するに至ったか。その結論は竹皮・雪踏を扱うことによる賤視ではない。理由は一定広さの作業場と大量の熟練労働があったからである（二三八p）。啞然！反論省略。

生活・生業研究は起源論に一元化していた、あるいは差別・被差別の検出に終始してきた部落史の枠を抜ける決定的な役割を果たした。だからといってその生活・生業が他身分と本質的に同一の構造と前提する論理を承認することはできない。それは奈良の部落史見直しに対する評者の異議申し立てでもある。生業研究の抱える課題については九五dを参照されたい。

〔付記〕

正統的な構成でいえば近世の諸時期とシステム（旦那場・枝郷など）を縦横に綾なして、この間の成果と業績を折り込んで紹介していくべきであろうし、それがより多くの業績を紹介するのに最もよいやり方であろう。その方法を採用しなかったことで、紹介できたであろう研究を相当とりこぼして取り上げることができなかつたことをお詫びしたい。